

## 1 出席議員及び欠席議員

出席議員（13名）

1 番	太 田 佳 祐 君	2 番	広 瀬 隆 博 君
3 番	乾 豊 君	4 番	若 山 隆 史 君
5 番	山 田 利 夫 君	6 番	江 上 聖 司 君
7 番	中 村 ひとみ 君	8 番	安 田 功 君
9 番	角 田 寛 君	10 番	後 藤 省 治 君
11 番	富 田 栄 次 君	12 番	栗 田 利 朗 君
13 番	丹 羽 豊 次 君		

欠席議員（なし）

## 2 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者

町 長	中 川 満 也 君	副 町 長	永 澤 幸 男 君
総 務 課 長	早 野 博 文 君	企画調整課長	高 橋 伸 行 君
税 務 課 長	木 下 誠 司 君	健康福祉課長	片 岡 兼 男 君
住 民 課 長	北 村 嘉 彦 君	建 設 課 長	山 口 哲 司 君
産 業 課 長	太 田 宣 男 君	上下水道課長	立 川 昭 雄 君
会計管理者兼 会 計 課 長	栗 本 純 治 君	消 防 主 任	廣 瀬 太 佳 夫 君
教 育 課 長	和 田 満 君	学 校 教 育 課 長	木 全 豊 君
生涯学習課長	衣 斐 修 君		

## 3 職務のため出席した事務局職員

事 務 局 長	藤 塚 康 孝	書 記	渡 部 善 充
書 記	森 田 唯		

## 4 議事日程

- 日程第1 議第30号 専決処分の承認について
- 日程第2 議第31号 専決処分の承認について
- 日程第3 議第32号 垂井こども園建築工事（建築工事）請負契約の締結について
- 日程第4 議第33号 垂井こども園建築工事（電気設備工事）請負契約の締結について
- 日程第5 議第34号 垂井こども園建築工事（機械設備工事）請負契約の締結について

5 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

○議長（丹羽豊次君） おはようございます。

これより平成29年第 2 回垂井町議会臨時会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

お諮りいたします。

今臨時会の会期は本日 1 日といたしたいが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、会期は本日 1 日と決定しました。

本日の会議録署名議員には、垂井町議会会議規則第106条の規定により、2 番 広瀬隆博君、3 番 乾豊君を指名いたします。

本日の議事日程はあらかじめ印刷してお手元に配付してありますので、これより議事日程に入ります。

---

日程第 1 議第30号 専決処分の承認について

---

○議長（丹羽豊次君） 日程第 1、議第30号 専決処分の承認についてを議題といたします。

朗読を省略し、提案者の説明を求めます。

町長 中川満也君。

〔町長 中川満也君登壇〕

○町長（中川満也君） おはようございます。それでは議第30号 専決処分の承認について提案理由を御説明申し上げます。

地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律が 4 月 1 日に施行されるのに伴い、垂井町税賦課徴収条例の一部を改正する必要性が生じ、地方自治法第179条第 1 項の規定により、3 月31日、これを専決処分いたしましたので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものであります。

細部につきましては、税務課長並びに住民課長に補足説明をさせますので、十分御審議の上、御承認賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（丹羽豊次君） 税務課長 木下誠司君。

〔税務課長 木下誠司君登壇〕

○税務課長（木下誠司君） おはようございます。

私のほうからは議第30号 専決処分の承認について、税務課が所管する部分について補足説明をさせていただきます。

議案とあわせて新旧対照表をごらんください。

第33条の改正規定につきましては、文言の整備を行いますとともに、第 4 項及び第 6 項の改正規定におきまして、特定配当等及び特定株式等譲渡所得金額に係る所得について個人町民税の課税方式の決定方法を規定するものであります。

第34条の9の改正規定につきましては、先ほどの第33条の改正に伴い、文言の整備を行うものであります。

第48条の改正規定につきましては、文言の整備を行いますとともに、法人税法の引用条項のずれを改めるものであります。

次に、新旧対照表の6ページとなります。第50条の改正規定につきましては、文言の整備を行いますとともに、第4項の改正規定におきまして、増額更正があった場合における法人・町民税に係る延滞金の計算の基礎となる期間に関する規定を整備するものであります。

第61条の改正規定につきましては、地方税法の改正に伴い、引用条項を改めるものであります。

第61条の次に第61条の2を加える改正規定につきましては、固定資産税の課税標準の特例割合を新たに定めるものでありまして、第1項は家庭的保育事業、第2項は居宅訪問型保育事業、第3項では事業所内保育事業につきまして、その事業の用に直接供する家屋及び償却資産に係る課税標準の特例割合をそれぞれ2分の1とするものであります。

第63条の2の改正規定につきましては、居住用超高層建築物に係る固定資産税額の案分方法について、その割合の補正の方法を規定するものであります。

第63条の3の改正規定につきましては、文言の整備を加えますとともに、第2項の改正規定におきまして、被災市街地復興推進地域に定められた場合におきます特定被災共用土地に係ります固定資産税額の案分の申し出について規定するものであります。

第74条2の改正規定につきましては、被災市街地復興推進地域に定められた場合におけます被災住宅用地の申告について規定するものであります。

次に、制定附則の改正であります。新旧対照表の13ページとなります。

附則第7条の改正規定につきましては、肉用牛の売却による事業所得に係る町民税の課税の特例について、適用期限を3年延長するものであります。

附則第9条の改正規定につきましては、地方税法の改正に伴い引用条項を改めるものであります。

附則第9条の2の改正規定につきましては、地方税法の引用条項のずれを改めますとともに、固定資産税の課税標準の新たな特例措置として、第15項で特定事業所内保育施設の用に供します固定資産に係る課税標準の特例割合を2分の1とし、また16項では緑地保全・緑化推進法人が設置する一定の市民緑地の用に供します土地に係る課税標準の特例割合を3分の2とするものであります。

附則第9条の3の改正規定につきましては、地方税法施行令及び施行規則の引用条項のずれを改めますとともに、第9項及び第10項におきまして、新旧対照表では18ページとなりますが、特定耐震基準適合住宅及び特定熱損失防止改修住宅に対します固定資産税の減額を受けようとする者がすべき申告について規定するものであります。

次に、新旧対照表では20ページとなります。

附則第15条に3項を加えます改正規定につきましては、軽自動車税のいわゆるグリーン化特例につきまして、適用期限を2年延長するものであります。

附則第15条2の改正規定につきましては、グリーン化特例による軽自動車税について、自動車メーカーによる不正行為に起因して納付不足額が生じた場合における賦課徴収の特例について規定するものであります。

附則第15条の3の改正規定につきましては、特定上場株式等の配当等に係る配当所得について、個人町民税の課税方式の決定方法を規定するものであります。

附則第16条の2の改正規定につきましては、優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る町民税の課税の特例について、適用期限を3年延長するものであります。

附則第18条の9の改正規定につきましては、日本と台湾との間で民間取り決めとしてなされました日台租税取決めがなされたことに伴い、特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人町民税の課税の特例について規定するものであります。

次に、新旧対照表の29ページとなります。

附則第18条の10の改正規定につきましては、文言の整備を行いますとともに、第4項の改正規定におきまして、条約適用配当等に係る所得について個人町民税の課税方式の決定方法を規定するものであります。

次に、この改正条例の附則であります議案書の14ページとなります。第1条におきまして、施行期日を平成29年4月1日といたしております。

ただし、附則第5条の規定の施行期日は公布の日、本則附則第9条の2第16項に係る部分の施行期日は都市緑地法等の一部を改正する法律の施行の日といたしております。

また、第2条から第4条では今回の改正に伴います町民税、固定資産税及び軽自動車税に関する経過措置をそれぞれ定めております。

第5条では、平成26年及び平成29年に制定されました垂井町税賦課徴収条例等の一部を改正する条例につきまして、制定附則第15条の改正に伴い所要の改正を行うものであります。

以上、税務課所管分の補足説明とさせていただきます。

御承認賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（丹羽豊次君） 住民課長 北村嘉彦君。

〔住民課長 北村嘉彦君登壇〕

○住民課長（北村嘉彦君） ただいま上程されました議第30号 専決処分の承認について、垂井町税賦課徴収条例の一部を改正する条例のうち、住民課所管の国民健康保険税に係ります部分の補足説明をさせていただきます。

今回の国民健康保険税の改正は、国民健康保険税の軽減判定所得基準額の引き上げでございます。

国民健康保険税の軽減措置でございますが、世帯の所得が一定額以下の世帯を対象として、

応益割分の均等割額及び平等割額について、2割、5割、7割の軽減を行っております。このうち、5割軽減の所得の判定において、被保険者の数に乘じる金額を現行の「26万5,000円」から「27万円」に引き上げ、2割軽減では被保険者の数に乘じる金額を「48万円」から「49万円」に引き上げたものでございます。

それでは条文に入らせていただきます。改正条例4ページ中ほど、新旧対照表は12ページからごらんください。

第175条第2号では「26万5,000円」を「27万円」に改め、第3号では「48万円」を「49万円」に改めるものでございます。

続きまして制定附則の改正でございます。13ページ中ほど、新旧対照表は34ページをごらんください。

附則第26条の次に2条を加えるものでございます。これは、日台租税取決めがなされたことに伴い、利子所得及び配当所得に係る国民健康保険税の課税の特例について規定するものであります。第27条では特例適用利子等に係ります国民健康保険税の課税の特例を、第28条では特例適用配当等に係ります国民健康保険税の課税の特例の規定を設けたものでございます。

次に、改正条例の附則といたしまして、第1条で施行期日を平成29年4月1日といたしております。

また、第6条で国民健康保険税に関する経過措置として、新条例の規定は平成29年度以降の年度分について適用するとしております。

以上、住民課所管分の補足説明とさせていただきます。

御理解賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（丹羽豊次君） これより質疑に入ります。

質疑ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第30号 専決処分の承認については、これを承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は承認されました。

---

日程第2 議第31号 専決処分の承認について

---

○議長（丹羽豊次君） 日程第2、議第31号 専決処分の承認についてを議題といたします。

朗読を省略し、提案者の説明を求めます。

町長 中川満也君。

〔町長 中川満也君登壇〕

○町長（中川満也君） それでは議第31号 専決処分の承認について、提案理由を御説明申し上げます。

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令が4月1日に施行されたのに伴い、垂井町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する必要性が生じ、地方自治法第179条第1項の規定により、3月31日、これを専決処分いたしましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものであります。

細部につきましては、企画調整課長に補足説明をさせますので、十分御審議の上、御承認賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（丹羽豊次君） 企画調整課長 高橋伸行君。

〔企画調整課長 高橋伸行君登壇〕

○企画調整課長（高橋伸行君） ただいま上程されました議第31号 専決処分の承認について、補足説明をさせていただきます。

本条例は、非常勤消防団員等に係る損害補償を的確に行うことを目的としております。非常勤消防団員等の扶養を受けていた者がある場合は、常勤職員の扶養手当に準じて補償基礎額に一定の金額を加算することとされており、この額及び対象者は、一般職の職員の給与に関する法律に定められている扶養手当支給額及び支給対象をもとに定められているものでございます。

このたび、一般職の職員の給与に関する法律の一部が改正され、平成29年度以降の扶養手当の支給額等が改正されたことに伴い、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令が本年3月29日に公布されたため、条例の改正を行うものでございます。

それでは、本文に入らせていただきます。議案書及び新旧対照表の36ページをごらんください。

第5条においては、補償基礎額を規定するものでございます。

第2項及び第4項については、文言の整理を行うものでございます。

第3項につきましては、文言の整理と配偶者、子、孫などの扶養親族に係る加算額及び対象者の区分について必要な改正を行うものでございます。

附則第1項につきましては、施行日を平成29年4月1日とするものでございます。

また、第2項につきましては、改正後の加算額及び対象者は、施行日以後に支給すべき事由の生じた損害補償及び施行日以降の期間に係る傷病補償年金等について適用する旨を定めたものでございます。

以上、補足説明とさせていただきます。

○議長（丹羽豊次君） これより質疑に入ります。

質疑ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第31号 専決処分の承認については、これを承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は承認されました。

しばらく休憩いたします。

午前9時19分 休憩

午前10時30分 再開

○議長（丹羽豊次君） 再開いたします。

---

日程第3 議第32号 垂井こども園建築工事（建築工事）請負契約の締結について

---

○議長（丹羽豊次君） 日程第3、議第32号 垂井こども園建築工事（建築工事）請負契約の締結についてを議題といたします。

朗読を省略し、提案者の説明を求めます。

町長 中川満也君。

〔町長 中川満也君登壇〕

○町長（中川満也君） それでは議第32号 垂井こども園建築工事（建築工事）請負契約の締結について、提案理由を御説明申し上げます。

本工事につきましては、過日指名競争入札に付しましたところ、大橋・タワダ特定建設工事共同企業体代表者、養老町大巻4590番地、株式会社大橋組、代表取締役 大橋信之が落札いたしましたので、この者と4億6,440万円で請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号及び垂井町議決条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

細部につきましては、総務課長並びに健康福祉課長に補足説明をさせますので、十分御審議の上、御賛同賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（丹羽豊次君） 総務課長 早野博文君。



〔総務課長 早野博文君登壇〕

○総務課長（早野博文君） 議第32号 垂井こども園建築工事請負契約の締結につきまして補足説明をさせていただきます。

事前に配付してございます指名競争入札結果表も一緒にごらんいただきたいと思います。

本契約につきましては、町長提案説明にもございましたように、去る29年4月12日に指名競争入札を執行いたしました。

本件の入札に関しましては、垂井町建設工事指名競争入札参加者選定に関する基準に基づきまして、その基準の中で業者の選定数等々についての記述がございますが、設計金額が5,000万円以上の工事であることから、このたび共同企業体方式を採用させていただきまして、それぞれA・B業者7者に結成依頼通知をした結果、期限でございます3月28日までに届け出のございました特定建設工事共同企業体、以下共同企業体と申し上げますが、これらの結成届を受理いたしました。

基準の中での説明をいたしました。業者の選定数に当たりましての選定基準の中では、設計金額に応じまして業者数の選定を行っておるところでございます。

これらの結成届を受理いたしましたところ、宇佐美・桐山共同企業体、岐建・桐建共同企業体、西濃・藤井共同企業体、大橋・タワダ共同企業体、T S U C H I Y A ・平成共同企業体、内藤・室共同企業体、上村・とみた共同企業体の以上の7者によります共同企業体で入札を執行いたしました。

第1回目の入札で予定価格に達しました大橋・タワダ特定建設工事共同企業体が4億3,000万円で落札をいたしましたところでございます。

議案書にもございますとおり、この結果に基づきまして、消費税等含めまして4億6,440万円で同共同企業体の代表者でございます養老町にございます株式会社大橋組、代表取締役 大橋信之と本契約を締結に当たりまして、議会の議決をお願いするものでございます。

なお、当工事におきます出資割合につきましては、株式会社大橋組が60%、株式会社タワダが40%でございます。

完成期限につきましては、平成30年3月13日でございます。

以上、補足説明とさせていただきます。何とぞ御賛同賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（丹羽豊次君） 健康福祉課長 片岡兼男君。

〔健康福祉課長 片岡兼男君登壇〕

○健康福祉課長（片岡兼男君） ただいま上程されました議第32号 垂井こども園建築工事（建築工事）請負契約の締結につきまして、私のほうからは工事の概要について補足説明をさせていただきます。

当垂井こども園は、幼保一元化等推進計画案に基づき、垂井小学校下の垂井幼稚園、東保育園、西保育園の3園を統合して、保育園と幼稚園の機能をあわせ持つ施設として垂井字金福地

地内に計画をしたものでございます。

今回の施設は、平家建て部分の屋根を屋上デッキ方式とし、大きな広場として第2の園庭とするとともに、一周することができる回廊型として「回廊でつなぐ家」を設計コンセプトといたしました。施設の規模は、定員200人、敷地面積は全部で5,226.98平方メートル、うち園舎の敷地は4,072.25平方メートル、建物の構造は鉄骨造一部2階建てで建築面積は1,728.26平方メートル、延べ床面積は2,553.42平方メートルです。

園庭を囲むように敷地の周囲に建物を配置することにより、どこからも園児を確認することができるのと同時に、園庭の子供の声を外へ逃がしにくい計画といたしました。また、西側の建物を2階建てとすることにより、西側からの伊吹おろしを遮り、園庭の砂を外に飛ばさない計画とするなど、近隣・周囲への住環境に配慮いたしました。

また、建設地は低層住宅地であるため、全体的に建物の高さを抑え、2階部分の屋根は平坦な屋根とし、雪は屋根から落とさない計画としております。

建物の仕上げですが、2階保育室の屋根はシート防水張り、2階の屋上デッキやベランダはシート防水の上にノンスリップシートの二重張りいたしました。

外壁は、ALC板に吹きつけタイル仕上げとアルミサッシで構成をしております。

内部の床仕上げは、基本的に構成床組みの上に木製のフローリング張り、またはビニールシート張りです。

構造的には、基礎ぐいは打たず、直径1メートルの柱状改良ぐいを採用いたしました。

昇降設備工事では、乗用兼車椅子用のエレベーターを1基設置いたします。

外構工事としましては、舗装工として園庭のグラウンド舗装や駐車場のアスファルト舗装など、排水溝といたしまして園庭周囲の側溝や園庭の暗渠排水など、囲障工としまして園舎敷地周囲のフェンスなど、遊具工としましてプールや園庭の遊具などをそれぞれ施行するものです。

造成工事は、都市計画法の開発許可に基づくもので、囲障工として南側道路の現場打ちL型擁壁や道路のガードパイプなど、排水工としましてつけかえ水路の側溝など、舗装工としまして拡幅道路のアスファルト舗装などをそれぞれ施行するものでございます。

以上が建築工事に係る説明でございますが、今回、本工事のほかにも関連します電気設備工事、機械設備工事につきましても同時に発注の手続を行っております。

本工事及び関連工事の工期につきましては、それぞれ平成30年3月13日といたしまして、来年度からの供用開始、開園を図りたいと考えているところでございます。

以上、議第32号、垂井こども園建築工事（建築工事）の補足説明とさせていただきます。

どうぞ御理解賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（丹羽豊次君） これより質疑に入ります。

質疑ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第32号 垂井こども園建築工事（建築工事）請負契約の締結については、これを原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第4 議第33号 垂井こども園建築工事（電気設備工事）請負契約の締結について

---

○議長（丹羽豊次君） 日程第4、議第33号 垂井こども園建築工事（電気設備工事）請負契約の締結についてを議題といたします。

朗読を省略し、提案者の説明を求めます。

町長 中川満也君。

〔町長 中川満也君登壇〕

○町長（中川満也君） 議第33号 垂井こども園建築工事（電気設備工事）請負契約の締結について提案理由を御説明申し上げます。

本工事につきましては、過日指名競争入札に付しましたところ、垂井町東神田2丁目88番地、株式会社ハシモト電気、代表取締役 橋本安司が落札しましたので、この者と7,020万円で請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号及び垂井町議決条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

細部につきましては、総務課長並びに健康福祉課長に補足説明をさせますので、十分御審議の上、御賛同賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（丹羽豊次君） 総務課長 早野博文君。

〔総務課長 早野博文君登壇〕

○総務課長（早野博文君） 議第33号 垂井こども園建築工事（電気設備工事）請負契約の締結につきまして、補足説明をさせていただきます。

本契約につきましては議第32号と同様、去る平成29年4月12日に指名競争入札を執行いたしました。

入札に関しましては、垂井町建設工事指名競争入札参加者選定に関する基準に基づきまして

設計金額が5,000万円以上の工事であることから、8者にこのたび指名通知をいたし、入札を執行したところでございます。

第1回目の入札で予定価格に達しました株式会社ハシモト電気が6,500万円税抜きでございますけれども、落札をしたところでございます。

議案書にもございましたとおり、この結果によりまして、消費税等込めまして7,020万円で垂井町東神田にございます株式会社ハシモト電気、代表取締役 橋本安司と本契約を締結するに当たりまして、議会の議決をお願いいたすものでございます。

なお、完成期限につきましては、平成30年の3月13日でございます。

以上、補足説明とさせていただきます。何とぞ御賛同賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（丹羽豊次君） 健康福祉課長 片岡兼男君。

〔健康福祉課長 片岡兼男君登壇〕

○健康福祉課長（片岡兼男君） ただいま上程されました議第33号 垂井こども園建築工事（電気設備工事）請負契約の締結につきまして、私のほうからは工事の概要につきまして補足説明をさせていただきます。

本工事は、垂井こども園建築工事のうち電気設備に関する工事を行うもので、節電と省エネに配慮し、今後のランニングコストをできるだけ抑えた設備を計画いたしました。

なお、施設及び建物の概要につきましては、先ほどの議第32号の建築工事の説明ととおりでございます。

初めに受変電設備では、高圧受電外部キュービクル受電方式を採用いたしました。受電場所は、敷地の北東角に引き込み柱を建柱の上、際にキュービクルを設置するものでございます。この引き込み柱では、電話、テレビほか通信設備も引き込むものとしております。キュービクルのトランスの容量は、電灯が75KVAと動力が200KVAです。キュービクルは、屋根をステンレス板といたしまして、勾配を強目にして雪がたまらない仕様といたしました。

幹線設備では、配管配線のほかに電灯動力の分電盤を設置いたします。

動力設備では、配管配線のほかに手元開閉器盤を設置いたします。

電灯・コンセント設備の照明関係では、基本的にLED照明を採用いたしました。

また、各部屋には扇風機を、遊戯室には天井扇を設置いたします。

電話、情報、テレビ、共聴設備では、一般電話3回線、ケーブルテレビ、情報設備などを計画いたしました。

放送、インターホン設備では、園内全館放送設備、遊戯室の放送設備や保育室用、厨房用、玄関用のインターホンを設置いたします。

監視カメラ設備は、敷地内に防犯カメラ11台と職員室にモニター設備を設置いたします。

自動火災報知設備は、受信機、発信機、感知器、そして消防署への火災通報装置を施工いたします。

以上が電気設備工事の説明ですが、今回、本工事のほかに関連します建築工事、機械設備工事につきましても同時に発注の手続を行っております。

本工事及び関連工事の工期につきましては、それぞれ平成30年3月13日といたしまして、来年度からの供用開始、開園を図りたいと考えているところでございます。

以上、議第33号、垂井こども園建築工事（電気設備工事）の補足説明とさせていただきます。

どうぞ御理解賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（丹羽豊次君） これより質疑に入ります。

質疑ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第33号 垂井こども園建築工事（電気設備工事）請負契約の締結については、これを原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第5 議第34号 垂井こども園建築工事（機械設備工事）請負契約の締結について

---

○議長（丹羽豊次君） 日程第5、議第34号 垂井こども園建築工事（機械設備工事）請負契約の締結についてを議題といたします。

朗読を省略し、提案者の説明を求めます。

町長 中川満也君。

〔町長 中川満也君登壇〕

○町長（中川満也君） それでは議第34号 垂井こども園建築工事（機械設備工事）請負契約の締結について、提案理由を御説明申し上げます。

本工事につきまして、過日指名競争入札に付しましたところ、垂井町地蔵2丁目59番地、近藤工業有限会社、代表取締役 近藤竜也が落札いたしましたので、この者と7,558万9,200円で請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号及び垂井町議決条例第2条の規定に

より、議会の議決を求めるものであります。

細部につきましては、総務課長並びに健康福祉課長に補足説明をさせますので、十分御審議の上、御賛同賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（丹羽豊次君） 総務課長 早野博文君。

〔総務課長 早野博文君登壇〕

○総務課長（早野博文君） 議第34号 垂井こども園建築工事（機械設備工事）請負契約の締結について補足説明をさせていただきます。

入札結果一覧表についてもごらんいただきたいと思います。

本契約につきましても、議第32・33号と同様、去る平成29年4月12日に指名競争入札を執行いたしました。

本件の入札に関しては、垂井町建設工事指名競争入札参加者選定に関する基準に基づきまして、設計金額が5,000万円以上の工事であることから、このたび8者に指名通知をいたし、入札を執行したところでございます。

第1回目の入札で予定価格に達しました近藤工業有限会社が6,999万円税抜きでございますけれども、落札をいたしたところでございます。

議案書にもございますとおり、この入札結果によりまして、消費税等含めまして7,558万9,200円で垂井町地蔵にございます近藤工業有限会社、代表取締役 近藤竜也と本契約を締結するに当たりまして、議会の議決をお願いいたすものでございます。

なお、完成期限につきましては平成30年3月13日でございます。

以上、補足説明等させていただきます。何とぞ御賛同賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（丹羽豊次君） 健康福祉課長 片岡兼男君。

〔健康福祉課長 片岡兼男君登壇〕

○健康福祉課長（片岡兼男君） ただいま上程されました議第34号 垂井こども園建築工事（機械設備工事）請負契約の締結につきまして、私のほうからは工事の概要につきまして補足説明をさせていただきます。

本工事は、垂井こども園建築工事のうち機械設備に関する工事を行うもので、将来のメンテナンスがしやすく、今後のランニングコストをできるだけ抑えた設備を計画いたしました。

なお、施設及び建物の概要につきましては、先ほどの議第32号の建築工事で説明をしたとおりでございます。

機械設備工事は、大きく衛生設備工事と空調設備工事で構成されています。

まずは衛生設備工事ですが、衛生器具設備は電気や手洗い器や流し台など、水回り器具の設置を行います。

給水設備では、敷地北側道路の水道本管より分岐取り出しの上、40ミリのメーターで引き込む計画です。

排水通気設備では、敷地の北側道路と東側道路付近で公共下水道へ2カ所接続し、放流する計画といたしました。

ガス給湯設備ですが、基本的にはLPガスを使用し、調理室の使用量が多いことから、調理室北側に大型のバルク貯槽タンクを設置し、充填・補充する方法といたしました。

給湯設備としましては、調理室用に大型の給湯器を設置し、必要とする場所へ給湯いたします。

消火設備では、圧縮ボンベに接続した薬剤を放射する方式のパッケージ型消火設備を採用いたしました。この機器は一回のみ使用可能ですがメンテナンスフリーで、これにより非常用発電機が不要となりました。

空調設備工事ですが、パッケージエアコン、ルームエアコン設備には、基本的に個別の電気式空冷ヒートポンプエアコン、またはルームエアコンを採用いたしました。これによりボイラーや燃料タンクが不要となりました。

換気設備は、必要な各部屋に換気扇を設置いたします。

以上が機械設備工事の説明でございますが、今回、本工事のほかにも関連します建築工事、電気設備工事につきましても同時に発注の手続を行っております。

本工事及び関連工事の工期につきましては、それぞれ平成30年3月13日といたしまして、来年度からの供用開始、開園を図りたいと考えているところでございます。

以上、議第34号、垂井こども園建築工事（機械設備工事）の補足説明とさせていただきます。どうぞ御理解賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（丹羽豊次君） これより質疑に入ります。

質疑ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第34号 垂井こども園建築工事（機械設備工事）請負契約の締結については、これを原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

以上で本日の議事日程は全て終了いたしました。よって、本日の会議を閉じ、これをもって平成29年第2回垂井町議会臨時会を閉会いたします。

午前10時56分 閉会



上記のとおり会議の次第を記載し、その真正なることを証するため、ここに署名する。

平成 年 月 日

垂井町議会議長 丹 羽 豊 次

会議録署名議員 広 瀬 隆 博

会議録署名議員 乾 豊